<b>境境省 平成29</b> 2	年の地方か	らの提案等に関す	る対応方針に対するフォローアッ	フ状況							
提案区分									<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
管理 番号 区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等制度の	医の所管・関係府省庁 [	団体名 その他 (特記事項)	団体名	支障事例	各府省からの第1次回答	見解料
167 B 地方に対する 環境・衛生規制緩和	る県の情報提供要求	機関への資料提出の要求等ができる旨を規定すること。出を義務また、同るしかにいて「大陸に、」のでは自身を関係を表現して、「大陸に、」のでは、「大陸に、」のでは、「大陸に、」のでは、「大陸に、」のでは、「大陸に、」のでは、「大陸に、」のでは、「大陸に、」のでは、「大陸に、」のでは、「大陸に、」のでは、「大陸に、」のでは、「大陸に、」のでは、「大陸に、」のできる。	全防止法では石綿排出等作業の発注者に対し、都道府県知事への届 務付けている。 法では、国や都道府県は法律の目的を達成するため必要があると認め 必要な資料や説明を関係自治体に求めることができるとしている。 国は求められる資料等に制限がないが、都道府県は限定列挙されたも である。	きる。これにより、石綿排出等作業からの石綿飛散を未然防止でき県民 康を守ることができる。 の る。 「「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	18条の15(特定粉じん	5省 埼玉	玉県 別紙あり(「02-1-2大会 染防止法 添付資料」		持つ情報の提供を依頼する場合、法令に定められていないと別途協議は必要であったり、今回提言と同様に個人情報保護条例により提供が認められない場合が生じることが懸念される。今	従って、制度改正は必要ないものと考えます。	障があると考える。
278 B 地方に対する その他 規制緩和	ない農林業者による 鳥獣の捕獲許可の要 件緩和(はこわなの追	被害の防止のため自らの事業	注許保持者の高齢化や減少が進んでいるなか、鳥獣による農林業被害刻化している。平成23年度には、「鳥獣の保護及び管理を図るための事態するための基本的な指針」が改正され、農林業被害の防止の目的で者が自らの事業地内において囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカそ鳥獣を捕獲する場合等には、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とができるようになった。	わなを活用した鳥獣捕獲に取り組む農業集落が増え、農林業被害の軽っながる。	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針Ⅲ第四2-3(2)	百名	市	山形市、高松市	りの負担が増加していることが、現場の隊員の活動を圧迫している。そのため、隊員だけでなく肌	「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)」(平成28年10月 環境省告示第100号)に基づき※1、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的の許可基準において、鳥獣保護管理法第9条に係る許可対象者は、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、下の記に該当する場合等は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができるとしている。 法人(地方公共団体、農業協同組合等※2)に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合 ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること ③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること	であるならば、次の要件を満たすことができれば、許可対象となるよう制度を見直していただきたい。 ・狩猟免許所持者と随時連絡が取れる体制の構築 ・捕獲技術、安全性等の確保のための講習会や研修の受講 ・止めさし等の行為は鳥獣被害対策実施隊等、狩猟免許保持者が実施 ・地域の関係者と十分な合意形成なお、一定の条件を満たした法人に対する許可に当たっては、狩猟免許不所持者も許可対象とすることが可能とのことだが、環境省の通知によると、狩猟免許保持者が従事者に含まれていることが不可欠であり、狩猟免許不保持者は捕獲に補助的な従事のみで、はこわなの設置や止めさしは狩猟免許所持者が主体的に行うこととされている。そのため、狩猟免許所持者が少ない地方自治体や法人では、農林漁業者が行うような対応が事実上困難である。
75 B 地方に対する その他 規制緩和	処分における補助金 返還要件の緩和	金事業に係る補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和・県の補償から、ででである。では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	関連を活用して省エネ設備を導入した事業者(ホテル事業)が、その整物の耐震改修の促進に関する法律の改正により義務付けられた耐震を診した結果、耐震性がぜい弱であり、補強箇所が多数にのぼることがたため、やむを得ず建築物の建替えを決定した。 は助金は国の補助金を原資にしていること、また、導入した設備は減価度の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過していないことの一部について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律意省の財産処分承認基準に準じて、譲渡、廃棄等の財産処分、補助金行わなければならない事例が発生した。 は、南海トラフ巨大地震等の大規模な地震の発生に備え、建築物の地ずる安全性の向上を一層促進するため、民間建築物の所有者に対し、や耐震改修の費用等の補助を実施しているところであるが、今後も国の受けた建築物や設備の財産処分を行わなければならないケースが想定	、防災・減災対策を重点施策として位置づけ取組みを実施している本県に て、建築物耐震化の一層の促進が図られる。 「データーでは、「データー」では、「データー」では、「データー」では、「データー」では、「データー」では、「データー」では、「データー」が、「データー」では、「データー」が、データーをデーターできまりまする。「データー」が、データー」が、「データー」が、「データー」が、「データー」が、「データー」が、「データー」が、「データー」が、「データー」が、データーをデーターをデーター。	補助金等に係る予算 の執行の適正化に関 する法律 第22条 所管行政庁の補助金 等に係る財産処分承 認基準(通達)	【共	援県 に賛同】 松山市、今治市、新居浜 松山市、新居浜 市、八幡浜市、新居浜 西条市、大洲市、西条中央市、西外市、大川の田、の田、大川の田、の田、の田、の田、の田、の田、の田、の田、の田、の田、の田、の田、の田、の	島福井市市、市、東温町、町、	〇グリーンニューディール基金には、対象施設が地域の避難所であることという要件があるため、	分 助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「平成21年度地域環境保全対策費等補助金(地域グリーンニューディール基金)交付要綱」、「地域グリーンニューディール基金事業実施要領」及び「環境省所管の補助金等で取得した	金返還不要とのことであるが、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」(以下「承認基準」という。)第3の2.(1)オ.(イ)は、文言上、設備ではなく施設に限定されている。返還不要の根拠を明確にするため、承認基準に設備も対象である旨明記していただきたい。
252 A 権限移譲 環境·衛生	変更に係る事務権限	について、既に公園計画に位置 付けられている施設の業態変更 等軽微な変更の場合について、 計画変更の判断権限を移譲していただきたい。 また、国の関与を残すにしても、軽微な変更の場合には、原則として自治体の判断を尊重し、速やかに計画変更する制度 構造に改めていただきたい。 計画変更の移向には、原則として自治体の判断を尊重し、速やかに計画変更する制度 で変とから、企動で変更のを表し、企業をある。	国定公園では、水族館(公園事業)として建設が認められた施設が経本的な見直しを余儀なくされ、修繕程度では利用者を伸ばす見込みがな譲渡すらままならない状態にある。 測度上、公園計画に記載された業態以外の施設の建設は規制があり、1行の公園計画に位置づけられていない他の公園事業を行う場合は、国計画の変更が必要となる。 他、本県において、民間事業者を勧誘し、水族館の業態変更を含め施建を図ろうとしているが、施設の増築・建替えや現行の公園計画に位置れていない公園事業への業態変更を視野に入れると、県の公園事業のみならず、半年以上の時間を要する国の公園計画の変更が必要となる、事業開始の可否が見込めず、再建に興味を持った2社の民間事業者画の段階で投資を断念されてしまった。 変更に県と国の判断がそれぞれ必要とされ、機動的な対応が難しい現までは、経営危機にある施設を再建するための投資を呼び込むことが極く、最終的には当該建物が廃墟となって、国定公園の景観を阻害するにる恐れもある。	公園計画の変更について、都道府県に決定権限を委ねる又は速やかな変更が可能な制度構造に改めることで、国定公園における空き施設問解消や地域の魅力を発信するための時宜を得た事業展開を進め易くな		在省 千季	葉県	岩手県	○軽微な変更の場合、速やかに計画変更する制度構造となることにより、事業展開を進め易くなり、また景観の保護や一層の利活用の推進に資する。 ○千葉県の提案は事務の迅速化に資すると考える。	さらに、本件については、公園計画の変更以外の対処方法も考えられると想定され、具体的な対応方針については、積極的に国としても提案団体に助言していきます。	国定公園内にあり、施設計画において水族館の位置づけがあったため、所定の手続を経て着工するまでの期間が見通せず、投資案件として忌避された。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	<b>柔寺に関する対応力針に対するフォローアツノ</b>					対応方針の措置(検討)状況	
管理 番号 見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見補足資料	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容	措置方法 実施(予定) (検討状況) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
167 —				(1)大気汚染防止法(昭43法97) 都道府県知事が関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して行う資料の提出の要求等(28条2項)については、この法律の目的を達成するために必要と認めるときは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平12法104)に基づく解体等工事の届出の情報についても、同項に基づく要求が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	画知 平成30年3月15日 平成30年1月31日	措置済み:「大気汚染防止法第28条第2項に基づく資料の提出の要求等について」 (平成30年3月15日付け環水大大発第 1803151号-1)  措置済み:「狩猟免許を受けていない農林業	
	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		おいて実施する場合、囲いわなは許可対象となる一方、はこわなは対象外となる理由」については、貴見のとおり、安全性の確保等の理由により、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成28年10月環境省告示第100号。以下「基本方針」という。) Ⅲ第四2-3(2)3)に係る囲いわなと同様の要件により、はこわなを許可対象とすることはできない。なお、御指摘の要件の追加によるはこわなの許可対象への追加意見については、当該要件は基本方針Ⅲ第四2-3(2)4)の要件と同内容であることから、現行において対応可能であり、現行制度の活用により対応いただきたい。また、御指摘の一定の条件を満たした法人に対する許可における狩猟免許を受けていない者(以下「不所持者」という。)の扱いについては、基本的には、狩猟免許を受けている者(以下「所持者」という。)の立会いによる監督下で、不所持者がわなの設置を行うのが望ましい。ただし、例えば、不所持者が、所持者の監督下で、不所持者がわなの設置に係る十分な経験や実績を積んであり、かつ、連絡を受ければ所持者がいつでも駆けつけられる場合等、所持者による立会いと同等の状況下と考えられる場合に不所持者がわなの設置を行うことも、許可対象として認められるものと解して差し支えない。	(5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)及び鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(シカ、イノシシ等の鳥獣の捕獲等の許可(9条1項)については、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平28環境省告示 100)に基づき、農林業被害等の防止を目的として、地方公共団体、農業協同組合等の法人が許可を受ける場合であれば、当該法人が開催する講習会の受講や地域の関係者と十分な調整を図ること等を条件に、狩猟免許を有する者の一定の監督の下、狩猟免許を持たない農林業者がはこわなを用いてシカ、イノシシ等を捕獲できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。		者に対する鳥獣の捕獲許可の解釈について」(平成30年1月31日付け環自野発第1801311号 環境省自然環境局野生生物課長通知)	
75 —	- 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案 団体との間で十分確認を行うべきである。		また、承認基準第3の2. (1)オ. (イ)において、建物の建替えに伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合も、解釈として含まれる旨の事務連絡を関係機関に対して発出し、その周知を図ってまいりたい。	(6)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務環境省所管の国庫補助事業等により取得した設備の財産処分については、当該設備を設置する老朽化した建物の建替えに伴い、当該設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合も、環境大臣が国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合に含まれることを、地域グリーンニューディール基金事業等を実施した地方公共団体に平成29年度中に通知する。あわせて、上記の解釈を明確化するため、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平20環境省)を改正し、地方公共団体に平成30年夏までに通知する。	月9日に通知。 ②地方公共団体に平成30年までに通知予定。	①「グリーンニューディル基金事業により取得した財産の処分に関する環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準取扱いについて」(平成30年1月9日付け環政計発第1801092号)を地域グリーンニューディール基金事業等を実施した地方公共団体に通知。 ②「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(環境会発第1806015号)を改正し、地方公共団体に通知するとともに、環境省HPに掲載。	
252 —	- 【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。	業となる施設」(施行令1条に規定する施設)への業態に変更(例:水族館から博物館)する場合、 国定公園の公園計画の変更が必要であると認識している。国定公園事業の付帯施設の設置に ついて柔軟な運用を認めていても、現行の制度及び運用上は、変更する業態によっては公園計 画の変更が必要となるのではないか。 〇 一次ヒアリングでは、既存施設を公園計画に未記載の業態に変更をする場合でも、位置を変 えず、規模も大きく変えないのであれば、県の許可で対応できる旨の発言があったが、利用しや すくするために当該施設を増築又は建替して業態変更する場合は県の許可だけでなく、公園計画 の変更が必要になるのではないか。 〇 民間事業者との交渉では、様々な業態への変更を選択肢として検討する必要がある。業態に よっては公園計画の変更が必要であり、国の審査が半年程度かかるだけでなく、国の了解獲得 の不確定性も交渉のネックとなっている。その結果、企画の段階で民間事業者は投資を断念して いる。現行の制度及び運用では対応できない明確な支障が生じているのではないか。	一定の合理性があるものと考える。他方、公園計画上の整理は、全国の国定公園にも影響するため、運用を変更する場合には、不適切な状況が生じないよう、その他の地域の事例も踏まえた検討が必要である。  〇 例えば、自然公園法では、優れた自然の風景地の保護と適切な利用の両面を目的としているところ、海岸の優れた自然が評価された国定公園において、水族館を博物館等の事業種へ変更する場合、その変更による風致景観や環境に与える影響が同程度であっても、博物館は多様な種類のものが考えられることから、その沿岸域の公園の自然と全く関係の無い文化的な博物館では、当該公園の優れた海岸地域を活かした利用にそぐわない可能性も考えられる。このため、公園計画段階で各事業種をどのように区別することが適切かは整理が必要である。  〇 このような点を踏まえながら、今回の事例などにも柔軟に対応出来るよう、再検討の視点でも触れられている、令1条の同号に定められている施設への業態変更の場合に公園計画の変更を不要にすることの可能性なども含めて、公園事業となる施設の種類を公園計画においてどのように扱うかについて、検討を始めてまいりたい。	(1)自然公園法(昭32法161) 国定公園に関する公園計画の変更(8条2項)については、公園計画に基づく事業に係る既存施設の業態を変更する際に、都道府県による機動的な対応ができない場合があるという問題を踏まえ、全国の国定公園の事例や、都道府県の意見等を踏まえつつ、施行令1条各号の同一の号に定められている施設間の業態変更の場合に公園計画の変更を不要にすることの可能性なども含めて、公園事業となる施設の種類を公園計画においてどのように扱うかについて検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	文計済 平成30年8月	自然公園法施行令1条各号の同一の号に 定められている施設間の業態変更に係る 実情や意見等について、国定公園が立地 する都道府県に対して意見照会を実施。 照会の結果、県提案団体特有の事例で あったことが判明したことから、制度全体に 波及するような要領の改正等は実施せず、 個別案件への対応として、提案団体との調 整を図ることにより解決を図っていく。	

## 

環境省	平成29年	の地方から	らの提案等に	関する対応方針に対するフォローア	プップ状況						
提案區	区分								<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
管理 番号 区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁 団体	本名 その他 (特記事項)	団体名 支障事例	各府省からの第1次回答	見解料
40 B 地方に対 ま		れ改し、策項義の大きに、	条第1項の 第1項の 第1項の 第1項の 第1項の 第1項の 第1項の 第1の 第1の 第1の 第1の 第1の 第1の 第1の 第1	ようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに都道府県知事への届出が義務づけられている。同項の規定に基づく届出は、「農業を営むために通常行われている行為」「林業の用に供する作業用路網の整備」等の例外が規定されいる。一方、例えば、保安林で行われる治山工事などは人が踏み入らない山間部の奥地であるため、そもそも土壌汚染のおそれが極めて低いと考えるが、現行制度では届出が必要となっており、治山工事の速やかな実施の支障となっている。また、環境影響評価法等に基づく調査が行われている場合、土壌汚染対策法施行前に土地取引等に基づき任意調査を行っている場合など、既存の知見により汚染のないことが確認されている土地についても届出は不要であると考えるが、工場の建設等による土地の改変にあたって届出が必要となっており、企業の事業活動の支障になっている。	ることであるが、健康への影響が生じる蓋然性が認められない行為に対して規制を緩和することにより、森林の公益的機能の速やかな向上及び企業活動の活性化につながることが期待される。 なお、「今後の土壌汚染対策の在り方について(第一次答申)」において、「都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと		環境省	は、必ず窓口課 (◎)を通していただ きますよう、お願い	道、八	平成28年12月12日付け「今後の土壌汚染対策の在り方について(第一次答申)」(中央環境審議会)において、「法第4条第1項の届出をして第2項の調査命令を受けてから調査に着手するというこれまでの手続の他に、前もって土壌汚染状況調査(地歴調査により汚染のおそれがないことが判明した場合については、試料採取等は不要。)を行い、その結果を届出時に報告する方法も選択できるよう制度に位置付けるべき」と答申されており、法改正を行ったところ。 保安林で行われる治山工事など土壌汚染のおそれが低い土地や環境影響評価法に基づく調査等で汚染のないことが明らかになっている土地については、地歴調査で把握を行い、土壌汚染状況調査結果を報告することが可能となり、手続きの迅速化が図られました。 なお、同答申において「都市計画法の都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべきである。」と答申されており、引き続き、検討してまいります。	報告に係る手続を前倒しして、調査命令に係る事務を省略するものであるが、そもそも本件のような汚染のおそれが考えにくい土地における形質変更について、調査命令を発出する可能性は極めて低い。また、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出が必要となることは変わらず、改正法による効果は無いものと考えられる。 〇 特に、栃木県から提案した、保安林内で行われる治山工事については、保安林が水源のかん養等を目的とするものであり、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されていることから、人為的な土壌汚染が発生する可能性が極めて少ないものと考えられる。 〇 また、自然由来の土壌汚染については、治山工事の目的が「土砂の流出防止」「飛砂・落石の防止」等であり、大規模な掘削を伴わず、むしろ現況の山腹斜面や渓岩・渓床を維持・安定化するものであることから、法第4条の規定に基づく届出の現行の適用除外項目と同様に、仮に土壌汚染が存在しても拡散するおそれが小さいものと考えられる。 〇 一方、例えば、①環境影響評価法に基づく調査を実施しているもの、②土壌汚染対策法に基づき過去に調査を実施し、汚染の無いことが明らかになっているもの等についても同様に、それぞれの制度において環境の保全に十分配慮がなされていることや汚染の無いことが確認されてい
247 日 地方に対する規制緩和		のうち浄水処理 対 前に発生する土 が の 廃 掃 法 上 で の 「 廃 棄 物 」の が 別 象 からの 除 外 ら の に からの に いらの に	ずる汚泥」は、全て「産業廃棄物」として処理することとされているが、 沈砂池や着水井などで発生する浄水処理(薬品投入)前の土砂(川砂)について、廃掃法上	現在、浄水場で発生する土砂は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項通知」により、河川からの取水後、着水井に自然沈下する浄水処理(薬品投入)前	う独立採算で運営をしている。 このため、浄水処理(薬品投入)前の土砂を「産業廃棄物」法の対象から除外することにより、費用が削減され、地域経 済を支える受水企業へ安価で安定的な工業用水の供給 が可能となる。 また、建設発生土と同様の扱いとなるため、土地造成等の	び清掃に関する 去律2条4項1号 廃棄物の処理及 び清掃に関する 去律の運用に伴		県 -	県、宮 いて導水路、沈砂池と処理薬品の注入前に土砂が沈降する施設がある。 は	このため、浄水場において発生する土砂が廃棄物に該当するか否かについては、都道府県等において総合的に勘案し判断して差し支えない。なお、「港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの」、「土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの」は廃棄物処理法の対象とならないものである。 ※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」(昭和46年10月16日環整43号、改定昭和49年3月25日環整36号)通知より	書きのとおり「港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの」と同様に廃棄物処理法の対象外と考える。 ・しかし、昭和46年10月25日付環整第45号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」(以下「留意事項通知」とする)では、無機性汚でいの代表的なものとして「浄水場の沈でん池より生ずる汚でい」が例示されているため、本県のみならず他県においても「薬品投入前の土砂」を産業廃棄物として処理せざるを得ない状況にある。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解							対応方針の措置(検討)状況	
見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見補足資料	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	- 【全国和事会】 提案の実現を求める。 ただし、保安林内の治山工事など自然由来の土壌汚染等の影響も含 届出対象外とできる場合について、早急に検討を行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	届出後の調査命令に係る事務を省略できる選択肢を用意したものと理解するが、 ・そもそも本提案のような汚染のおそれが考えにくい土地における形質変更について、調査命令が発出される可能性は極めて低いこと・調査は指定調査機関に行わせる必要があり、一定の期間や新たな費用負担が発生するものであること・届出後30日間は工事に着手できない点は変わらないことを踏まえると、事業者が当該手続きを広く利用するとは考え難く、本提案に対応しているものとはいえないのではないか。このため、中央環境審議会の答申で示されている方向を踏まえつつ、客観的に汚染のおそれがないとわかる土地を届出の対象外とすることについて、本件の提案団体・共同提案団体を始め地方側の意見を広く吸い上げながら、幅広に検討すべきではないか。 〇 1次ヒアリングで回答いただいたとおり、保安林での治山工事については、都市計画区域外の土地などを届出対象外とすることを平成30年中	なお、①環境影響評価法や土砂条例など他の制度で定められた調査で汚染のないことが明らかになっている土地及び②近年において一度、法4条届出により汚染のおそれがないと判断しているところであるが、調査以降に汚染の状況に変更がある場合等も考えられ、一律に汚染のおそれがないことを客観的に判断することは困難であるため、都道府県知事は、届出に基づき、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるかどうかを判断し、そのおそれがあると認めるときは、調査命令をかける仕組みとする必要がある。	6【環境省】 (4)土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)については、汚染のおそれがある土地を効率的に調査する観点から、通常人が踏み入らない保安林において行われる治山工事や、環境影響調査など既存の知見により汚染のないことが明らかで、一定の条件下で届出時点においても汚染のおそれがないことが担保されている土地の形質変更など、客観的に汚染のおそれがないと判断できるものを当該届出の対象外とすること、及び既存の知見により汚染のないことが明らかになっている場合など都道府県等が汚染のおそれがないと速やかに判断できるときは当該都道府県等の判断で届出後30日を待たずに工事着手を認めることについて、都道府県等の実態把握や意向調査を行った上で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講	平成3平成3	31年1月28日公布 31年4月1日施行 通知 31年3月1日	閣議決定された以下では、大大都のとおり対対に、東京のとおり対対が、大大都に、以下では、大大都に、以下では、大大都に、以下では、大大のとおりがに、東京のとおりが、大大都に、は、大学のでは、大大いないが、大大いないが、大大いないが、大大いないが、大大いないは、大大いないは、大大いないは、大大いないは、大大いないは、大大いないは、大大いないは、大大いないは、大大いないは、大大いないは、大大いないは、大大いないは、大大いないは、大いないは、大いないは、大いないは、大いないは、大いないは、大いないは、大いないは、大いないは、大いないは、大いないは、大いないないは、大いないないは、大いないは、大いないは、大いないは、大いないないは、大いないは、大いないは、大いないは、大いないは、大いないは、大いないないは、大いないは、大いないないないは、大いないは、大いないは、大いないは、大いないは、大いないは、大いないは、大いないは、大いないは、大いないは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	
	- 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を行うこと。 なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、「 な周知を行うこと。	-分	一次回答にあるとおり、廃棄物の該当性の判断については、都道府県等が物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して行っているものと理解しているが、本提案を踏まえ、上記見解を改めて周知することを検討する。	(2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)	司知 平成3		平成30年度全国都道府県·政令 指定都市環境担当部局長会議 等の場において全国的な周知を 行った。	

	<b>填現</b> 省	平成29年	Fの地方か	らの提案寺に	関する対応力針に対するノオローノ	アツノ状況						
		是案区分								<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
管	理 号 区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁 団体名	その他 (特記事項)	団体名 支障事例	各府省からの第1次回答	見解料
	7 B 地規制 地規制 に接		処理施設で排水 処理が可能な業 種の拡大	6次産業化等を推進するため、農業集落排水の 会ため、農業集落排水の 理な業種にの が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	農業集落排水処理施設は、農村地域の家庭の生活排水 を処理することを目的としているため、公共下水道処理施設 に比べると小規模な汚水処理施設であり、受け入れられる	域等での企業立地や起業が期待され、地域活性化につながる。	条・「槽能扱(31)「てがのい月通り排つ12厚とする扱いで取り、1分割のでは、12厚とする扱いでは、12段ででは、12段ででは、12段ででは、1分割のでは、	土省 主省 主省 主省 主治 主治 主治 主治 主治 主治 主治 主治 主治 主治			施設	今後、農業集落排水処理施設において処理できる業種の技術的な検討が行われることとなるが、早期に検討結果を周知いただきたい。 検討に当たっては、本県及び多可町としてもデータ提供等をしていきたい。

	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解							対応方針の措置(検討)状況	
管理 番号	見解料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
277		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分 な周知を行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、適切な対応を求める。	(再検討要請なし)		(3)浄化槽法(昭58法43) (i)浄化槽におけるし尿と合併して処理することができる雑排水(2条1号)の取扱いについては、「屎尿と合併して処理することができる雑排水の取り扱いについて」(平12厚生省)は、排水の性状及び特性から、雑排水として扱っても支障がないことが明らかな業種を技術的助言として通知したものであり、事業場からの排水が浄化槽において処理することができない特殊な排水(2条1号)に該当するか否かについては、地方公共団体が判断するものであることを、地方公共団体に平成29年中に通知する。(関係府省:国土交通省)[措置済み(平成29年11月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室通知)](ii)あわせて、地方公共団体の判断に資するよう、「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等の業種について、浄化槽の処理性能や事業場からの排水の水質等のデータを収集し、技術的な検討を行った上で、浄化槽において処理しても支障がないことが明らかとなった場合には、その結果を地方公共団体に正成30年度中に通知する。(関係府省:国土交通省)	(ii)通知、事 日 務連絡	)平成31年3月20日	(i)措置済み:「し尿と合併して 処理することがで」(平成29年11 月20日付は国土で通省住処理浄化槽により処理可能な雑排水の 取扱いについて」(平成29年11 月20日付は環兼地面) (ii) 持ることができる雑排水の 取扱いについて」(省環できる できる雑排水の取扱いに可に の取扱いには関連浄化では の取扱いには関連浄化の できるができる。 でできる。 でできる。 でできる。 がです。 でですることがです。 でですることがです。 でですることがです。 でですることがです。 でですることがです。 でですることがです。 でですることがです。 でで」(平成31年3月20日付けは 発1903208号)、 「保尿と合併して処理することがです。 でで」(平成31年3月20日付けは 発1903208号)、 「保尿と合併の理浄化の取扱いには 発1903208号)、 「保尿と合併がの取扱いには でで」(できる。 でで」(できる。 でで」(できる。 でで」(できる。 でで」(できる。 でで」(できる。 でで」(できる。 でで)、 で)、	